

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る  
文部科学大臣表彰被表彰対象候補選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰対象候補の選考を行うため、県教育委員会に『「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰対象候補選考委員会』（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰対象候補選考に関するを行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員長、副委員長及び、別表1に掲げる委員を持って組織する。

(会議の開催)

第4条 委員会は、年1回程度とし、委員長が招集する。

(委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育局市町村支援部生涯学習推進課長をもって充てる。

3 副委員長は、教育局市町村支援部生涯学習推進課副課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、教育局市町村支援部生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別表 1

委員長	教育局市町村支援部生涯学習推進課長
副委員長	教育局市町村支援部生涯学習推進課副課長
委員	教育局県立学校部県立学校人事課職員
	教育局県立学校部高校教育指導課職員
	教育局県立学校部特別支援教育課職員
	教育局市町村支援部小中学校人事課職員
	教育局市町村支援部義務教育指導課職員
	県立総合教育センター職員
	教育局市町村支援部生涯学習推進課職員